

# 「山梨県地下水の保全等に関する条例（仮称）」の骨子

## 【基本的な事項】

### 1 目的

- ・この条例は、地下水の保全等に関し、基本理念を定め、県、事業者及び土地所有者等の責務並びに県民の役割を明らかにし、地下水の適正な採取、水源地域における適正な土地利用の確保に必要な事項を定めます。
- ・このことにより、地下水の保全等に関する施策を総合的に推進し、県民の福祉の増進に資することを目的とします。

### 2 定義

#### ○地下水

この条例では、以下の法令に規定する地下水は含みません。

- (1) 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定する温泉
- (2) 鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第 5 条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第 3 条第 1 項の可燃性天然ガスを溶存する地下水
- (3) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 1 項及び第 100 条第 1 項に規定する河川の河川区域内の地下水

#### ○揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備をいいます。

#### ○水源地域

水源涵養機能の維持や増進を図るべき森林がある地域で知事が指定したものをいいます。

#### ○土地所有者等

水源地域内の土地において、所有権、地上権のほか、規則で定める使用や収益を目的とする権利を有する者をいいます。

### 3 基本理念

- ・地下水の保全は、地下水が県民共有の財産であるということを踏まえて、県、事業者及び県民が、それぞれの責務又は役割を果たし、連携及び協働して取り組み、推進されなければならない。
- ・地下水の保全は、地下水の涵養と適正な利用を図ることにより推進されなければならない。
- ・水源地域の保全は、森林の水源涵養機能の維持及び増進を図るとともに、社会全体で森林を支えるという考え方のもとに推進されなければならない。

#### 4 役割等

##### ○県の責務

- ・地下水の保全に関する施策を総合的に推進するものとします。
- ・市町村及び水源地域の土地所有者等と連携し、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進するものとします。

##### ○事業者の責務

- ・事業活動を行うに当たり、地下水の保全を図るために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力するよう努めるものとします。

##### ○土地所有者等の責務

- ・森林の適正な整備に努めるものとします。
- ・県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとします。

##### ○県民の役割

- ・地下水の保全への配慮に努めるものとします。
- ・県が実施する地下水の保全に関する施策及び水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとします。

### 【地下水の適正な採取】

#### 5 揚水設備の設置の届出関係

##### ○揚水設備の設置の届出

- ・吐出口の断面積が一定規模を超える揚水設備を設置しようとする者は、知事に届け出なければなりません。

##### ○計画変更の勧告等

- ・知事は、届け出た揚水設備の内容が周辺の地下水の利用に影響を及ぼすおそれがあると認めるときには、届出に係る事項の変更を勧告することができます。
- ・知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときには、勧告に従わない旨と勧告の内容を公表することができます。

##### ○実施の制限

- ・届出が受理された日から一定期間経過した後でなければ、揚水設備の設置ができません。

#### 6 届出内容変更等

- ・採取量、用途等の変更については、事前に知事に届け出なければなりません。
- ・揚水設備の工事が完了したときには、知事に届け出なければなりません。

#### 7 勧告等

- ・知事は、地下水の水量の保全のために特に必要があると認めるときには、届出に係る揚水設備により地下水を採取する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。
- ・知事は、届出をせず揚水設備を設置又は変更する者に対し、揚水設備の停止又は廃止その他違反を是正するため必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

す。

- ・知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときには、勧告に従わない旨と勧告の内容を公表することができます。

## 8 緊急時の措置

- ・地下水採取等に伴う障害が発生し、地下水の水量の保全を図る緊急の必要があると認めるときには、知事は、地下水採取の停止や採取量の制限等の措置を命ずることができます。

## 9 報告の徴収及び立入検査

- ・知事は、必要があると認めるときには、揚水設備を設置する者から報告を求めることができます。
- ・知事は、職員に工場等への立入り、揚水設備の検査、関係者への質問を行わせることができます。

## 10 地下水<sup>かん</sup>涵養の努力義務

- ・揚水設備の設置をする者は、地下水の<sup>かん</sup>涵養に努めなければなりません。
- ・揚水機の吐出口の断面積が一定規模を超える揚水設備を設置する者は、地下水の<sup>かん</sup>涵養に関する計画を作成し、知事に提出しなければなりません。

## 11 地下水採取量の定期報告等

- ・揚水機の吐出口の断面積が一定規模を超える揚水設備を設置する者は、水量測定器を設置して、定期的に採取量を知事に報告しなければなりません。

## 12 常時監視

- ・知事は、地下水の水位等を把握するために、常時監視を行います。

## 【水源地域における適正な土地利用の確保】

### 13 水源地域の指定

- ・知事は、あらかじめ市町村長の意見を聴いて、水源<sup>かん</sup>涵養機能の維持や増進を図るべき森林がある地域を水源地域として指定します。

### 14 所有権等の移転等の事前届出

- ・水源地域において、規則で定める土地の所有者等が土地の所有権等の移転等を行うおうとするときには、契約後の利用目的などについて、知事に届け出なければなりません。

### 15 市町村長への通知等

- ・知事は、事前届出があったときには、その土地が所在する市町村の長に通知しま

す。

- ・知事は、必要があると認めるときには、事前届出に係る土地の利用に関し、関係市町村長に意見を求めることができます。

## 16 届出者への助言

- ・知事は、事前届出があったときには、その届出者に対して、事前届出した土地の利用について、当該土地を含む周辺の水源地域の保全を図るために必要な助言を行うものとします。
- ・届出者は、助言を受けたときには、事前届出した土地の所有権等の移転等を受けようとする者に助言の内容を伝達するものとします。

## 17 土地所有者等への勧告等

- ・知事は、土地所有者等が事前届出をしないなどの場合には、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。
- ・知事は、勧告を受けた者が、正当な理由なく、勧告に従わなかったときには、その旨と勧告の内容を公表することができます。

## 18 報告の徴収及び立入調査

- ・知事は、必要があると認めるときには、届出者から、報告を求めることができます。
- ・知事は、職員に事前届出に係る土地への立入り、当該土地が水源涵養機能<sup>かん</sup>の維持に及ぼす影響の調査、関係者への質問を行わせることができます。
- ・知事は、土地所有者等が、報告をしないとき、立入調査を拒んだときなどには、必要な措置について勧告を行うことができます。また、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨と勧告内容を公表することができます。

## 【その他】

### 19 雑則

- ・市町村の条例により、本条例の目的を達成できる場合には、その市町村については、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができます。

### 20 罰則

○次の者に対して罰則を設けます。

- ・緊急時の措置に関する命令に違反した者
- ・地下水の適正な採取に関して、次のいずれかに該当する者
  - (1) 揚水設備または届出内容変更の届出をしない者、虚偽の届出をした者
  - (2) 実施の制限に違反した者
  - (3) 氏名等の変更の届出をしない者、虚偽の届出をした者
  - (4) 知事の行う報告の求めに対して報告をしない者や、虚偽の報告や、検査の忌避等をした者
  - (5) 地下水の採取量の報告をせず、又は虚偽の報告をした者